

遺産分割案の策定と相続税額の試算

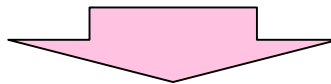
- 相続税の概算を求めることが目的のため、相続割合は集計された財産ごとに決めることとします
- 小規模宅地の特例の対象不動産については、設定済みの相続割合を反映します
- 上段で相続割合を決めると、下段で相続額(軽減・控除前)が表示されます ~但し、未成年者控除等は除く

遺産分割案(各種軽減措置・控除実施前の評価額ベース)

(単位: % 又は 千円)

	相続人	相続放棄	小規模宅地		生命保険	死亡退職金	他の金融資産	負債	葬儀費用	分割割合 / 評価額
			62,391	15,000						
					5,000		30,000	▲ 3,200	▲ 2,500	
遺産分割割合	配偶者									
	長男		50	33	33	33	33	33	33	42.9
	長女		50	33	33	33	33	33	33	42.9
	次男の第1子			17	17	17	17	17	17	7.1
	次男の第2子				17	17	17	17	17	7.1
	未分割割合									
評価額	配偶者									
	長男		31,196	4,950	1,650	9,900	▲ 1,056	▲ 825		45,815
	長女		31,196	4,950	1,650	9,900	▲ 1,056	▲ 825		45,815
	次男の第1子			2,550	850	5,100	▲ 544	▲ 425		7,531
	次男の第2子			2,550	850	5,100	▲ 544	▲ 425		7,531
	未分割財産額									

相続税総額 A	8,644 千円
---------	----------



税額計算 (但し、障害者控除等は除く)

(単位: % 又は 千円)

	相続人	相続放棄	相続財産(控除前)		課税対象額		算出税額 (A × b)	加算額	配偶者控除	納税額
			評価額	比率	評価額	比率 (b)				
相続人	配偶者									0
	長男		45,815	42.9%	38,652	42.6%	3,685			3,685
	長女		45,815	42.9%	38,652	42.6%	3,685			3,685
	次男の第1子		7,531	7.1%	6,681	7.4%	637			637
	次男の第2子		7,531	7.1%	6,681	7.4%	637			637
				106,691		90,665		8,644		

(注-1) 未成年者控除、障害者控除等は相続発生時における対象者の年齢により変化します

(注-2) 本ソフトは相続発生前の概算計算を目的としていますので上の税額控除については計算対象外としています